

「福井から原発を止める裁判の会」の会員拡大と 資金確保にご支援ください。

2015年11月13日、高浜原発3,4号機仮処分裁判・異議審が終結し、大飯原発3,4号機仮処分裁判を含め、いよいよ「決定」が出されます。

＜大飯原発3.4号機差止の「判決」／2014年5月21日＞

＜高浜原発3.4号機差止仮処分の「決定」／2015年4月14日＞

画期的で素晴らしいこの2つの判決・決定と、今回の終結を受けての「決定」を私たちの望む「決定」へと導き、全国の裁判闘争に生かし守りぬくために、大きなお力添えをお願いします。

福井地裁・樋口裁判長によって、福井の2つの原発裁判において、いずれも「動かしてはならない」との判決・決定が出されました。

しかし、関電は大飯原発裁判では判決直後に名古屋高裁・金沢支部へ控訴し、また高浜差止仮処分裁判では、裁判官を忌避するとともに決定後ただちに異議申し立てを行い、大飯原発仮処分裁判の継続審理と合わせ3つの裁判が併行して闘われています。

いずれも、新しい裁判長のもとで進んできましたが、福井地裁での仮処分裁判とりわけ高浜裁判は2015年11月13日（金）ついに終結となり、いずれも来年には「決定」が出されます。

現在、高浜原発3、4号機は今年4月14日樋口裁判長から出された「決定」で、司法によって再稼働ができない状況となっています。

今回の「決定」後の闘いについては、私たちの勝訴の場合、関電の勝訴の場合のいずれも、名古屋高裁金沢支部での闘いとなり大飯控訴審とあわせ高裁での、3つの裁判闘争になります。弁護士への交通費などの費用、傍聴のための費用など多額の闘争資金が必要になります。

鹿児島・川内原発が再稼働され、愛媛・伊方原発も続こうとしている今日、高裁においても「勝訴」を勝ち取るには今以上に住民の闘いが重要です。

福井地裁において、私たちの望む「決定」を導き、これまで出された2つの判決・決定を守り抜くことは、全国の原発ゼロを目指す大きな力になります。「裁判の会」会員拡大と闘争資金確保に大きなご支援をお願い致します。

なお、「裁判の会」の会員は現在550名（うち県外295名）です（2015年10月末）。

015年11月22日

福井から原発を止める裁判の会

代 表 中 舘 哲 演

事務局長 嶋田千恵子

会計担当 奥出春行